

申告に必要なもの ④市民税課 ☎055-934-4736 ④沼津税務署 ☎055-922-1560

- 印鑑(認め印)、本人名義の金融機関の名称・支店名・口座番号等がわかるもの
- 収入や必要経費を集計した書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- 各種控除を証明できる書類(国民健康保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金の領収書や、生命保険料・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・地震保険料などの控除証明書、医療費の明細書または領収書)
※税務署から確定申告用紙や「確定申告のお知らせ」はがきが送られてきた人、前年分の申告書や収支内訳書等の控えをお持ちの人は、それらを申告会場へお持ち下さい。
※国民年金保険料の控除の申告は、日本年金機構から送付された証明書が必要です。
④沼津年金事務所 ☎055-921-2201(音声案内2番)
- マイナンバーカードまたは通知カード及び身分証明書(運転免許証など)

税務署からのお知らせ ④沼津税務署 ☎055-922-1560

◆**税控除の内容に変更がありました**

◆**医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要です**
平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の添付または提示の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。
※医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。
※平成29～令和元年分の確定申告については、医療費の領収書の添付または提示による申告もできます。



◆**配偶者控除及び配偶者特別控除が変わりました**

控除を受ける納税者本人の合計所得金額が900万円を超える場合や、配偶者の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の場合、配偶者控除または配偶者特別控除の控除額が前年と変わる場合があります。詳細は、国税庁ホームページ「夫婦と税金」をご覧ください。



国税庁ホームページ「所得税」QRコード

◆**進化するスマート申告！e-Tax送信が便利です**

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、スマートフォンやパソコンで所得税の確定申告書が作成できます。

また、マイナンバーカードとICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを持っている人、ID・パスワード方式の届出をしている人は「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードを利用して、作成した確定申告書をe-Taxで送信できます。これを利用すれば、**会場で待たなくても自宅で確定申告ができます**。ID・パスワード方式の届出は、税務署で受け付けています。
※詳細は、沼津税務署へお問い合わせ頂くか国税庁ホームページをご覧ください。



◆**所得税の確定申告書等は下記でも提出できます**

- 土・日曜日、祝・休日…沼津税務署に設置してある「時間外受付箱」をご利用下さい。
- 郵送による申告…沼津税務署(〒410-8686 米山町3-30)へ郵送して下さい。

◆**申告書の作成にあたり、不明な点がありましたらお電話でお問い合わせ下さい**

- 申告書の内容については、☎055-922-1560(電話相談センター)、音声案内に従い「0」を選択して下さい。
※受け付けは3月16日(月)までの平日、8時30分～17時です。
- 確定申告書等作成コーナーについては、☎0570-01-5901(e-Tax・作成コーナーヘルプデスク)
※受け付けは3月16日(月)までの平日と2月24日(木)及び3月1・8・15日の日曜日、9時～20時です。

◆**確定申告の手続きに必要な支援を行っています**

◆**税理士による無料税務相談をご利用下さい**
税理士の代理送信による申告書提出の手続きを受け付けます。
と き 2月4日(火)～14日(金)、9時30分～12時、13時～16時(土・日曜日、祝・休日を除く)
ところ 沼津市商工会館(原)



※譲渡・山林所得、贈与税及び相続税の相談は受け付けません。

◆**住宅ローン控除等の申告書作成指導を行います**

住宅ローン等を利用した人で一定の条件に当てはまる人が対象です。
と き 2月13日(木)・14日(金)、9時～17時(受け付けは16時まで)
ところ 沼津商工会議所(米山町)
※持参する必要書類等は国税庁ホームページをご確認ください。

※いずれも、当日、直接会場へどうぞ。
※会場の混雑の状況により受け付けを早めに終了する場合があります。

所得税の確定申告 ④沼津税務署 ☎055-922-1560

申告会場 **沼津商工会議所(米山町)**
受付期間 **2月17日(月)～3月16日(月)** ※土・日曜日、祝・休日は除きます。
時 間 **9時～17時(受け付けは16時まで)**
※会場の混雑の状況により受け付けを早めに終了する場合があります。
※上記期間は、沼津税務署内では申告書の作成指導は行っていません。
※車でお越しの場合は、プラサヴェルデの有料駐車場をご利用下さい(申告会場で割引処理ができます)。



■**申告が必要な人は？**

- ◆**事業をしている人や不動産収入のある人、土地や建物などを売った人で、令和元年分(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の所得合計が、所得控除の合計額を超える人**
- ◆**給与と所得者で、次のいずれかに該当する人**
 - ①給与の年間収入が2,000万円を超える人
 - ②2カ所以上から給与を受けている人
 - ③給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ◆**公的年金等の収入がある人**
公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、**所得税の確定申告は必要ありません**(市県民税の申告が必要な場合があります)。ただし、このような場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

◆**税務署へ提出する申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です**

確定申告書については、税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
※e-Taxで申告した場合、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。
※詳細は、沼津税務署へお問い合わせ頂くか国税庁ホームページをご覧ください。

市県民税の申告 ④市民税課 ☎055-934-4736

申告会場 **沼津市役所 1階多目的スペース**
受付期間 **2月17日(月)～3月16日(月)**
※土・日曜日、祝・休日は除きます。
時 間 **9時～17時**
※上記期間は、市民税課窓口では申告を受け付けていません。

沼津市ホームページにて市県民税の税額試算と申告書の作成ができるようになりました。
※作成した申告書は持参または郵送で提出できます。

■**申告が必要な人は？**

- ◆**令和2年1月1日現在、市内に居住し次のいずれかに該当する人**
 - ①市役所から申告書が送られてきた人で、所得税がかからない人
 - ②令和元年分の課税所得があるが、確定申告の必要がない人(給与所得以外の所得が20万円以下の人など)
 - ③令和元年分の課税所得はないが、所得証明や非課税証明等を必要とする人
 - ④国民健康保険に加入している人で、年末調整や確定申告をしていない人
- ※税務署に確定申告をした人や令和元年分の所得が給与所得だけで、年末調整の済んでいる人は、申告の必要がありません。
- ※確定申告が不要でも、扶養親族等の追加をする人は市県民税の申告が必要です。
- ※申告書にはマイナンバーの記入が必要です。

ふるさと納税をし、ワンストップ特例の適用を申請しても、**確定申告をした場合は適用除外となります**。確定申告をする場合は、申告書一表の寄附金控除欄、二表の住民税に関する事項と所得から差し引かれる金額に関する事項にふるさと納税の金額及び寄附先を記入して下さい。



お知らせ

所得税と市県民税の申告を受け付けます
申告会場をお間違いのないよう、ご注意ください



お問い合わせは
各電話番号へ